

入札公告

令和7年2月4日

支出負担行為担当官

和歌山労働局総務部長 伊藤 宏之

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| (1) 調達件名 | 和歌山公共職業安定所におけるデジタルフルカラー印刷機交換契約 |
| (2) 調達件名の仕様等 | 仕様書による |
| (3) 履行期限 | 仕様書による |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」及び「役務の提供等」のB、C又はDの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 厚生労働省から取引停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 労働保険に加入義務があるにもかかわらず加入していない者でないこと。
- (8) 労働保険料及び社会保険料を滞納していない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書等提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等交付場所及び問い合わせ先
和歌山労働局総務部総務課 会計第一係
〒640-8581 和歌山市黒田二丁目3番3号 電話：073-488-1100

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間

公告日～ 令和7年2月21日(金)

(土・日・祝日を除く、9:00～12:00・13:00～17:00。ただし、最終日は12:00まで。)

(3) 入札書の受領期限 令和7年2月25日(火)9時45分

(4) 開札の日時及び場所

令和7年2月25日(火)10時00分

※新型コロナウイルス感染症対策のため、立会い方式での開札は実施しない。

4 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システムにより行う。

原則、入札は電子入札によることとし、契約書の締結は電子契約によること。

なお、電子調達システムによりがたい者は、事前に発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類等を令和7年2月21日(金)15時までに提出しなければならない。入札者の競争参加資格に関する証明書等は当局において審査するものとし、採用し得ると判断された場合の入札書のみを落札決定の対象とする。

なお、入札者は、開札日までに支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札及び入札に関する条件に違反した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 事業所担当者等から提出される契約書類については、事業者としての決定に基づいたものとみなす。

(8) 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

(9) 詳細は入札説明書及び仕様書による。

仕様書

1 件名

和歌山公共職業安定所におけるデジタルフルカラー印刷機交換契約

2 調達品目及び仕様等

デジタルフルカラー印刷機 1台

仕様詳細については別紙1のとおり。

3 交換

既設の機械について、引取りを行い、新規購入機械と交換し、下取りを行うこと。

なお、引取りに際しては、現地にて、蓄積されている履歴等の全データの削除を行い、下取りに際しては、別途見積書を作成すること。対象機械は、別紙1のとおり。

4 運用及び保守

- (1) 受注者においては、上記機械について、常時良好な状態を保つためにメンテナンスを行うこととし、コピー枚数に対して課金する方式による保守サービス（定期点検、部品交換、修理、異常発生時の対応等及びトナーの供給）を提供すること。
- (2) 保守業務の実施は、契約業者の社員（納入機器のメーカー社員を含む。）自らが行えるものであること。
- (3) 設置場所の担当者から故障の連絡があった場合は、業務に支障がないように技術員を設置場所に派遣し、速やかに正常な状態に回復させること。このため、技術員が1日以内で訪問できる場所に駐在し、異常発生時等は即対応できるようにしておくこと。
- (4) 既設（交換）機械の使用状況等を、別紙2にまとめたので、保守サービスの参考とすること。
- (5) 保守契約期間は、納入日から令和7年3月31日までとする。

5 仕様確認について

納入する予定の機械について仕様を確認できる資料（カタログ等のコピー可）を2月21日（金）までに和歌山労働局総務部総務課会計第一係まで提出し、承認を得ること。

なお、資料については当局の希望する仕様を満たしていることが確認可能な程度の詳細な仕様が記載されたものとし、該当する項目にマーカーでラインを引くなど確認しやすいようにしておくこと。

提出された資料を確認した結果、仕様を満たさないと判断した物については、納入予定物品の変更を指示するので留意すること。

なお、別途、「デジタルフルカラー印刷機の購入・保守」事前提出資料」も添付すること。

6 納期

令和7年3月31日（月）

ただし、可能な限り最短で納品すること。

7 留意事項

- (1) 必要に応じて、現地確認を行うこと。その際は、事前に担当者に連絡を行い、時間等調整の上、訪問すること。
- (2) 組み立て、搬入、設置、配線、調整、設定、引取の作業を含むものとする。

※コンセントの差込口が消費電力等の関係から使用できない場合は、別の差込口を使用して対応すること。

なお、既存のもので対応できない可能性も想定し、機械を安全に使用できるよう対策を講じること。

※OAフロア下に配線が可能な範囲については、フロア下に配線すること。OAフロアでない場所について、安全面から問題がある場合は、モール等で保護すること。

※プリンター及びスキャナーの設定においては、担当職員の指示に従うこととし、各パソコン等への接続が必要な場所については、良好な使用ができるよう設定すること。

- (3) 設置場所詳細については、担当者の指示に従うこと。
- (4) 引取、納入、設置にあたっては、必要に応じ養生等を行い、庁舎施設を傷つけることのないよう十分注意すること。
- (5) 納入後、直ちに使用できるようにしておくこと。
- (6) 納品時に生じる梱包材等の不要物については、作業終了後全て持ち帰ること。
- (7) 納品時、納品目・納品数量等を明記した納品書を交付するとともに、担当者から受領確認を受けること。
- (8) 履行日時について、既設機械の移動、現保守業者の確認等の必要があるため、担当者と綿密に調整を行った上で決定すること。
- (9) 担当者の求めに応じ、基本的な操作説明等を行うこと。
- (10) 本業務に係る事務又は事業の全部を一括して第三者〔受注者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。〕に委託しないこと。
- (11) 本調達の受注、施行に当たって知り得た事項については、外部に漏らしてはならない。

8 責任の所在

この仕様書で調達する機械については、製造者の如何に関わらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

9 その他

詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と必要に応じ打合せを行うこと。

デジタルフルカラー印刷機交換仕様書

1、購入品目及び数量

デジタルフルカラー印刷機 1台

2、交換(下取り)機器メーカー及び型番

リソーORPHIS FW5230A

3、納入場所

和歌山公共職業安定所 和歌山市美園町5丁目4-7

4、納入期限

令和7年3月31日(月) ※ただし、可能な限り最短で納品すること。

5、規格、仕様等

基本仕様/コピー機能	
形式	ライン型インクジェット方式
カラー対応	フルカラー
プリント解像度	300dpi×600dpi 以上
データ処理解像度	600dpi×600dpi 以上
メモリー	4GB程度
複写サイズ	A3～はがき程度まで
対応用紙坪量	給紙トレイ 52～104g/m ² 手差しトレイ 46～210g/m ² (片面)
ウォームアップタイム	2分30秒以内
ファーストコピータイム	7秒 以内
連続複写速度	片面カラー:120枚/分 以上 (A4ヨコ時)
複写倍率	任意倍率:50%～200%以上が可能であること
給紙方式	1段500枚以上給紙可能なトレイ2段以上備え、さらに1000枚以上給紙可能な手差しトレイがあること
最大消費電力	1kW程度
機械寸法(下記オプション装着含む)	幅2700mm×奥行1500mm×高さ1300mm 以内

プリント機能	
プリントサイズ	基本仕様/コピー機能に準ずる
連続プリント速度	基本仕様/コピー機能に準ずる
解像度	基本仕様/コピー機能に準ずる
対応OS	Windows8.1 / Windows10 / Windows11/ Windows Server2016、2019、2022

スキャナー機能	
形式	カラースキャナー
解像度	200～600dpi
原稿読み取りサイズ	基本仕様/コピー機能に準ずる
	PDFにしてUSBメモリーへ保存できること(オプションで付けることでも可能)

推奨品	
	理想科学工業 オルフィス FT5230A

その他 必要機能(オプション装着可)	
	ステーブル、オフセット排紙、紙折り、中綴じ、小冊子、パンチ機能付きであること(オプションで付けることでも可能)
	両面印刷、拡大縮小、集約コピーが可能なこと
	原稿自動原稿送り装置が搭載されていること(解像度は基本仕様/コピー機能に準ずる。また、両面同時読取が可能であること。)
	ステーブル機能として100枚程度(A4)の1ヶ所・2カ所留めが可能なこと
	2穴、4穴パンチが可能であること
	紙折りは、二つ折りが可能であること
	USBメモリーから直接プリントできる機能を有すること(オプションで付けることでも可能)

特記事項	
	所担当者が指定するPCヘドライバーをインストールしプリンター接続すること
	設置及び使用に要する初期設定作業や付随作業を行うこと
	国際エネルギースタープログラム、グリーン購入法及びエコマーク商品対応品であること

6、その他留意事項

- * 保守契約を要する。
- * 納入日時は土日祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までの間で相談のうえ決定とする。
事前(納入日の遅くとも2、3日前)に和歌山労働局担当者及び和歌山公共職業安定所担当者に連絡すること。
- * 物品の搬入、組立、設置及び納品に伴う梱包材等の処分等、納入場所担当者が必要とする作業も含むこと。
- * 物品の搬入設置に当たっては、必要に応じ、養生を行い、建物・施設等を傷つけないよう十分に注意すること。
- * 納入場所担当者(立会者)の求めに応じ、基本的な操作説明を行うこと。
- * 保守にかかる予備のトナーを各1本、機械納入時に納めること。

(既設機械と月平均複写枚数)

設置場所	既設(交換)機械等	月平均複写枚数		仕様書
	品番等	モノクロ	フルカラー	
和歌山公共職業安定所4階 和歌山市美園町5丁目4-7(エレベーター有)	リソー ORPHIS FW5230A	129,000	34,000	仕様書 別紙1

入札説明書

調達件名：和歌山公共職業安定所におけるデジタルフルカラー印刷機交換契約

和歌山労働局総務部総務課

【競争入札に付する事項等】

- 調達件名 : 和歌山公共職業安定所におけるデジタルフルカラー印刷機交換契約
- 特質等詳細 : 仕様書による。
- 入札方法 : 入札金額は調達件名の本体価格のほか、納入までに要する一切の費用を含めた総価とする。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 入札保証金 : 免除する。
- 落札者の決定 : 最低価格方式とする。(別添「落札者の決定方法について」を参照すること。)

【入札実施スケジュール等】

(1) 競争入札参加申込

- 受付期限 令和 7 年 2 月 2 1 日 (金) 1 5 時 0 0 分
- 受付場所 和歌山労働局総務部総務課会計第一係
- 提出書類 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写し
 「保険料納付に係る申立書」
 「誓約書」、「役員等名簿」
 「一般競争入札参加申込書」
 「「デジタルフルカラー印刷機の購入・保守」事前提出資料」
(必要に応じて提出を要する書類)
 「電子入札案件の紙入札方式での参加について」(紙入札の場合のみ)
 「電子調達システム(紙入札業者)登録票」(紙入札の場合のみ)
 「委任状」(入札書提出時まで)

※受付期限までに参加申込がなかった場合は、入札に参加することができない。

(2) 入札書の提出

- 提出期限 令和 7 年 2 月 2 5 日 (火) 9 時 4 5 分
- 提出場所 和歌山労働局総務部総務課会計第一係
- ※ 「「複合機の購入・保守」入札書添付資料 1」も併せて提出すること。

(3) 開札実施

- 日 時 令和 7 年 2 月 2 5 日 (火) 1 0 時 0 0 分
- 場 所 和歌山市黒田二丁目 3 番 3 号 和歌山労働総合庁舎 3 階総務課
- ※新型コロナウイルス感染症対策のため、立会い方式での開札は実施しない。
(再度入札を実施する場合) [1 回のみ]
- 日 時 令和 7 年 2 月 2 5 日 (火) 1 1 時 0 0 分 (予定)
- 場 所 上記に同じ。
- ※全ての入札参加者が電子調達システムによる場合、電子調達システムでの開札となるため、上記場所での開札は行わない。

(4) 本件に関しての照会先

和歌山労働局総務部総務課会計第一係

〒640-8581 和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎3階

電話番号 073-488-1100 / F A X 番号 073-475-0112

この入札説明書は、本件調達に関し、会計法その他関係法令及び本件調達に係る入札公告に定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 電子調達システムの利用

本入札は、電子調達システムにより行う。

原則、入札は電子入札によることとし、契約書の締結は電子契約によること。

なお、電子調達システムによりがたい者は、事前に発注者に申し出た場合に限り、紙入札方式に変えることができる。

2 代理人について

代理人により入札に参加しようとする者は下記によること。

(1) 電子調達システムによる場合

当該システムで定める委任の手続きを終了しておくこと。

なお、電子入札においては、復代理人による入札は認めない。

(2) 紙入札による場合

入札書提出時まで、当局指定の様式により委任状を提出すること。

(3) 注意事項

入札者またはその代理人は、本件調達に係る入札について、他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

3 入札参加者に求められる義務

(1) 入札に参加しようとする者は、支出負担行為担当官から別途必要な書類の提出を求められた場合又は提出した書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(2) 落札業者は、入札書に記載した金額の内訳を開札日当日に提出すること。

ただし、再度入札を実施した場合は、この限りでない。

(仕様確認が必要な場合)

推奨品以外を納入する予定の場合については、指定の期日までに所要の書類を提出し、和歌山労働局の仕様確認を受けること。

なお、和歌山労働局において、納入製品の可否について提出された資料をもって確認し、その結果採用できると判断された者のみが入札に参加できる。

4 競争入札参加申込方法等

(1) 電子入札による場合

必要な提出書類一式をスキャナ等により電子データ化し、電子調達システムにより送信すること。

(2) 紙入札による場合

「一般競争入札参加申込書」を含む必要な提出書類一式を持参又は郵送（簡易書留に限る）により提出すること。

(3) その他

受付期限までに申込がなかった場合は入札に参加することができない。

5 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出について

①電子入札による場合

システムで設定されている日時までに、当該システムに定める手続きに従い、入札書等を提出しなければならない。

なお、電子調達システムの通信状況により、提出期限内に入札書が電子調達システムに到着しない場合があるので、時間に余裕をもって行うこと。

また、何らかの不具合により送信が出来ない場合は、上記期限までに本案件を担当する総務課会計第一係に連絡すること。連絡のない場合は、入札を辞退したものと取り扱う。

②紙入札による場合

- ・入札書は当局指定の様式にて作成し、入札書を封筒に入れ封をすること。
- ・封皮には氏名(法人の場合は、その名称または商号)及び「○月○日開札〔調達件名を記入〕にかか
る入札書 在中」と記載すること。
- ・入札書は直接持参または郵送(簡易書留に限る。)により提出すること。
電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ・郵送による場合は二重封筒とし、表封筒に「○月○日開札〔調達件名を記入〕にかか
る入札書 在中」と朱書し、中封筒には上記と同様に氏名等及び「○月○日開札〔調達件名を記入〕にかか
る入札書 在中」と記載しておくこと。

③その他

提出期限までに到達しなかった場合は無効とする。

(2) その他

- ・入札者は提出した入札書の引換、変更または取消しをすることができない。
- ・この入札に参加を希望する者は、競争入札参加申込時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力
団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

6 開札実施について

(1) 電子調達システムによる場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には立会は不要であるが、下記(3)の再度入札となった場合の通知も電子調達システムを通じて行うため、入札者またはその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておく必要がある。

(2) 紙入札による入札の場合

- ①開札は、入札者またはその代理人を立会わせて行う。ただし、入札者等が立合わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立会わせて行う。
- ②入札者またはその代理人は、開札時刻後は開札場に入場することはできない。
- ③入札者またはその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札執行関係職員の求めに応じ、競争参加資格を証明する書類、身分証明書及び入札権限に関する委任状を提示または提出しなければならない。
- ④入札者またはその代理人は、入札執行官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(3) 再度入札の取扱

開札を実施し、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。ただし、再度入札は1回のみとする。なお電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに、再度の入札を行う者とする。

7 入札書の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者の入札書
- (2) 資格審査申請書または添付書類に虚偽の事実を記載した者の入札書
- (3) 内容が判然としない入札書
- (4) 入札金額を加除訂正した入札書
- (5) 当該入札に対する同一人の2以上の入札書
- (6) 再度入札にあたり、直前の入札の最低価格以上の入札書
- (7) その他入札に関する条件に違反した者の入札書
- (8) 上記5(2)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

8 落札者の決定

- (1) 本調達に係る仕様書に示した物品を納入できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。
- (3) 上記(2)の場合において、当該入札者のうち、開札に立合わないもの等くじを引けない者があるときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 落札者が決定した時は、入札者または代理人にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を口頭により通知するものとする。また、当局ホームページ上においても、落札業者及び落札金額等を公表するものとする。
- (5) 再度の入札を行っても、上記に規定する落札者がいないときには、予定価格の範囲内で随意に売買契約を行うものとする。この場合、有効に最低価格を記載した入札者に申し入れを行うものとし、その者が応じない場合または合意に達しないときには、適宜、他の業者を選定するかまたは不調として処理する。

9 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、当該契約の相手方に落札決定の通知をした日から起算して5日以内（土曜、日曜等閉庁日を除く。）に契約を締結するものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに金額は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金は免除する。

10 契約条項

別添「契約書（案）」のとおり

11 障害発生時及び電子調達システム操作等問い合わせ先

(1) ヘルプデスク及びホームページ

電 話 0570-014-889 (ナビダイヤル)
017-731-3177 (IP電話をご利用の場合)
FAX 017-731-3178
URL <http://www.ebid.mhlw.go.jp/>

(2) 緊急時の問い合わせ先

和歌山労働局総務部総務課 会計第一係

12 その他必要な事項

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達手続に要した費用については、すべて当該入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札参加者又は契約の相手方は、入札後この入札説明書、仕様書及び契約書(案)等について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札者が相連合しまたは不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し又はこれを取り止めることがある。
- (4) 事業所担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定に基づいたものとみなす。
- (5) 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

予算決算及び会計令

(昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号)

(一般競争に参加させることができない者)

第70条

契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条

契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 1 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 2 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 3 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 4 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 5 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 6 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 7 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(契約担当官等が定める一般競争参加者の資格)

第73条

契約担当官等は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行なうため特に必要があると認めるときは、各省各庁の長の定めるところにより、前条第1項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行なわせることができる。

委任状

私は、(氏名) ○ ○ ○ ○ を代理人と定め、下記調達件名に係る入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

1 調達案件名：〔調達案件名〕

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

支出負担行為担当官
和歌山労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
和歌山労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1. 調達案件名

〔調達案件名〕

2. 電子入札システムでの参加ができない理由

- (例) ・ 認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため
・ 電子入札対応のシステム環境が整っていないため 等

一般競争入札参加申込書

下記の案件について、一般競争入札実施に関する公告及び入札説明書を確認し、競争入札に参加したく申込みします。

記

1 調達件名：〔調達案件名〕

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について

(1) 令和04・05・06年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）

「物品の販売」における等級

() 等級

(2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。

はい・いいえ

(3) 和歌山労働局から取引停止の措置を受けている期間中でない。

はい・いいえ

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

和歌山労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

委任状

私は、(氏名)_____を代理人と定め、下記調達件名に係る入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

調達件名：〔調達案件名〕

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

支出負担行為担当官
和歌山労働局総務部長 殿

入札書

¥

調達件名：〔調達案件名〕

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾のうえ、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

支出負担行為担当官
和歌山労働局総務部長 殿

支出負担行為担当官
和歌山労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 調達件名
〔調達案件名〕
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由

電子調達システム（紙入札業者）登録票

提出日：令和 年 月 日

1 事業所名	
2 所在地・郵便番号	〒
3 代表者名	
4 代表者役職	
5 代表者電話番号	
6 代表者FAX番号	
7 担当者氏名	
8 担当者所属名称	
9 担当者所属住所等	〒
10 担当者電話番号	
11 担当者FAX番号	
12 担当者メールアドレス	

※ 1から11まで必ず空欄のないようすべて記入すること。（ゴム印不可）

※ 「12 担当者メールアドレス」は、アドレスがない場合のみ省略可。

※ 令和6年度以降提出済の場合は不要。

落札者の決定方法について

入札書に記載する金額は、デジタルフルカラー印刷機自体にかかる費用等の価格、1か月分の保守料金の総価とする。

ただし、機器等の価格及び保守料金においては、機器の価格及び保守料金についてそれぞれ定価との割合を算出し、その比率の差が0.13（13%）を超えた場合は有効な入札と認めないので留意すること。割合を算出した際に端数が生じた場合は、小数点以下第3位を四捨五入したもので、比率の差を計算するものとする。保守料金については、当局の指定する使用予定枚数に定価及び入札時の単価にて計算したものの割合で見ることとする。

なお、定価については、カタログやホームページ等で確認が可能であるもののみ認める。

また、使用枚数によって定価が数種類ある場合については、当局が提示する1か月の使用予定枚数で算出した場合に最も安価になるものを採用するものとする。

上記の方法を採るため、当局で上記事項が確認できるように、入札参加申込期限までに、別添「デジタルフルカラー印刷機の購入・保守」事前提出資料を参考に各自任意様式にて左側の定価部分について記載されたものを作成し、提出すること。

また、入札時には「デジタルフルカラー印刷機の購入・保守」入札書添付資料1を参考に、上記で提出した資料の右側部分も記載された資料を作成の上、（1）紙入札者の場合、入札書を入れた封筒とは別の封筒に入れ、提出すること。提出方法は、直接持参又は郵送（簡易書留に限る。）によること。（2）電子入札者の場合、入札書提出期限までに、封筒に入れたものを直接持参又は郵送（簡易書留に限る。）により提出すること。

封筒は、封印し、その封皮に氏名（法人の場合は名称又は商号）及び「〇月〇日開札和歌山公共職業安定所における複合機交換契約」入札書添付資料 在中」と記載しておくこと。

なお、郵送による場合、提出期限までに到達しなかった場合は無効とする。

「デジタルフルカラー印刷機の購入・保守」事前提出資料

※保守料について控除や最低料金等がある場合は、計算の仕方について記載しておくこと。

	定価	→	入札書内訳	値引率
例	機器代 合計金額 円 内訳 本体〇〇〇〇〇 円 FAX装置〇〇〇〇〇 円 フィニッシャー〇〇〇〇〇 円 搬入設置料 円	→	機器代 合計金額 円 内訳	機器代
	保守料 1か月分の総合計金額 円 内訳 モノクロ 1~1,000 円/枚 1,001~10,000 円/枚 10,001~30,000 円/枚 フルカラー 1~1,000 円/枚 1,001~10,000 円/枚 10,001~30,000 円/枚	→	保守料 1か月分の総合計金額 円 内訳	保守料
	機器代 合計金額 円 内訳	→	機器代 合計金額 円 内訳	機器代
	保守料 1か月分の総合計金額 円 内訳	→	保守料 1か月分の総合計金額 円 内訳	保守料
	機器代 合計金額 円 内訳	→	機器代 合計金額 円 内訳	機器代
	保守料 1か月分の総合計金額 円 内訳	→	保守料 1か月分の総合計金額 円 内訳	保守料
	機器代 合計金額 円 内訳	→	機器代 合計金額 円 内訳	機器代
	保守料 1か月分の総合計金額 円 内訳	→	保守料 1か月分の総合計金額 円 内訳	保守料

「デジタルフルカラー印刷機の購入・保守」入札書添付資料 1

※保守料について控除や最低料金等がある場合は、計算の仕方について記載しておくこと。

	定価	→	入札書内訳	値引率
例	機器代 合計金額 円 内訳 本体○○○○○ 円 FAX装置○○○○○ 円 フィニッシャー○○○○○ 円 搬入設置料 円	→	機器代 合計金額 円 内訳	機器代
	保守料 1か月分の総合計金額 円 内訳 モノクロ 1~1,000 円/枚 1,001~10,000 円/枚 10,001~30,000 円/枚 フルカラー 1~1,000 円/枚 1,001~10,000 円/枚 10,001~30,000 円/枚		保守料 1か月分の総合計金額 円 内訳	保守料
	機器代 合計金額 円 内訳	→	機器代 合計金額 円 内訳	機器代
	保守料 1か月分の総合計金額 円 内訳		保守料 1か月分の総合計金額 円 内訳	保守料
	機器代 合計金額 円 内訳	→	機器代 合計金額 円 内訳	機器代
	保守料 1か月分の総合計金額 円 内訳		保守料 1か月分の総合計金額 円 内訳	保守料
	機器代 合計金額 円 内訳	→	機器代 合計金額 円 内訳	機器代
	保守料 1か月分の総合計金額 円 内訳		保守料 1か月分の総合計金額 円 内訳	保守料

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住所)

(名称)

(代表者)

支出負担行為担当官

和歌山労働局総務部長 殿

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

和歌山労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

所在地
事業所名
代表者名

※別紙「役員等名簿」を添付すること。

役員等名簿

事業所名

所在地

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

(注) 法人の場合、法人登記簿に記載されている役員全員を記入してください。

契 約 書 （ 案 ）

支出負担行為担当官 和歌山労働局総務部長 伊藤 宏之（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは和歌山公共職業安定所におけるデジタルフルカラー印刷機交換契約を次の条項により締結する。

なお、機械の保守に係る条項については、別紙1のとおりとする。

（信義誠実の原則）

第 1 条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第 2 条 乙は、仕様書に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第 3 条 契約金額は、〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇円）とする。内訳等については別紙2及び別紙3のとおり。

（履行期限及び履行場所）

第 4 条 この契約の履行期限及び場所は仕様書のとおりとする。

（契約保証金）

第 5 条 この契約の保証金は、免除する。

（監督）

第 6 条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

（検査）

第 7 条 乙は、全ての業務が終了したときは、甲の指定する検査職員に通知し、甲の指定する日時に立会いの上、検査を受けなければならない。

- 2 甲は、業務が終了した旨の通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査のため必要な人夫及び費用等（変質、変形または消耗毀損したものを含む。）は、全て乙の負担とする。
- 4 乙は、検査に合格したときをもって業務を完了するものとし、検査の結果、不合格となったものについては、検査職員の指示に従い遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

（遅滞料）

第 8 条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

（納期の有償延期）

第 9 条 乙は、次条に規定する事由以外の事由によって納入場所及び納入期限に現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

- 2 甲は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

（納期の無償延期）

第 10 条 乙は、天災地変その他自己の責に帰し難い事由により納入場所及び納入期限に現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

- 2 甲は、前項の場合において、その請求が正当と認められたときは、遅滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

（甲の解除権）

第 11 条 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

- (1) 第9条（納期の有償延期）及び第10条（納期の無償延期）の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。
- (2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲が

- それを承認したとき。それにより、完全に契約を履行する見込みがないとき。
- (3) 乙が明らかな理由により、完全に契約を履行する見込みがないとき。
- (4) 甲が現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。
- (5) 第33条（秘密の保持）の規定に違反したとき。
- 2 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(乙の解除権)

- 第12条 乙は、甲が契約上の義務に違反し、その違反によって契約の目的を達することができなくなった場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(危険負担)

- 第13条 乙は、乙の技術員等が甲の敷地内でする行為のすべてについて責任を負うものとする。

(損害賠償)

- 第14条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に損害賠償を請求することができる。
- 2 乙は、前条の規定により、乙に損害が生じたときは、30日以内に文書をもって甲に対して損害賠償を請求することができる。
- ただし、甲乙両者同意のうえ解約した場合はこの限りでない。

(契約金額の支払及び支払遅延利息)

- 第15条 乙は、合格品を完納した後、甲が指定する区分ごとに適法な支払請求書を作成し、官署支出官和歌山労働局長（以下「丙」という。）あてに提出するものとする。
- 2 丙は、前項の支払請求書を受領した日から30日以内に代金を乙に対し口座振込により支払うものとする。
- 3 乙は、丙が、前項の期間内に代金を支払うことができないときは、期間満了の日翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払代金に対し年2.5%の割合で計算した遅延利息の支払を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第16条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。

(再委託)

- 第17条 乙は、本契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- 2 乙は、本契約の一部について再委託を行う場合には、あらかじめ甲に様式1「再委託に係る承認申請書」を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、当該再委託の契約金額が50万円未満の場合は、省略することができる。
- 3 乙は、再委託した業務に伴う第三者の一切の行為について、全ての責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託を行うときは、本契約を遵守するために必要な事項について本契約を準用して、再委託の相手方と契約を締結しなければならない。

(再委託に関する内容の変更)

- 第18条 乙は、再委託に関する内容に変更が生じた場合、様式2「再委託に係る承認変更申請書」を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、前条第2項ただし書に該当する場合は除くものとする。

(履行体制)

- 第19条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更

- 条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅滞利息)

第23条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅滞利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第24条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第25条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第26条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再委託者(再委託者以降のすべての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再委託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第27条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにななければならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第 35 条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。
2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については和歌山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第 36 条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第 11 条(甲の解除権)、第 14 条(損害賠償)、第 15 条第 3 項(支払遅延利息)、第 20 条(納品物が契約の内に適しな場合の措置)、第 22 条(談合等不正行為に係る違約金)、第 23 条(違約金に関する遅延利賠償)、第 26 条(表明確約)、第 28 条(契約解除に基づく損害賠償)、第 32 条(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)、第 33 条(秘密の保持)、第 34 条(個人情報の取扱い)、第 35 条(紛争又は疑義の解決方法)及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 和歌山市黒田二丁目 3 番 3 号
支出負担行為担当官
和歌山労働局総務部長 伊藤 宏之 (印)

乙 ○○○○○○○○
○○○○○○○
代表取締役 ○○ ○○ (印)

保守にかかる条項

機械の保守及び機械に必要な消耗品の供給等に関しては、次の条項によるものとする。

(契約の目的)

第1条 乙は、甲の使用する機械の機能保全のため、定期及び臨時に乙の担当社員及び技術員を派遣し、常に正常な状態で機械の機能が作動するよう保守及び調整を行うものとする。

(対象となる機器)

第2条 対象機器及び設置場所は、別表のとおりとする。

(契約保守料金)

第3条 保守点検料金は、別表のとおりとする。

なお、保守調整等に必要な部品（紙は除く。）の費用は、保守料金に含むものとする。

(契約期間)

第4条 契約期間は、納入日から令和7年3月31日までとする。

(保守の実施)

第5条 乙は、保守調整等を行うため、乙の担当社員を設置場所に派遣し、点検調整、消耗部品等の交換等を行わなければならない。

2 機械が故障した場合は、甲の請求により、乙は直ちに技術員を派遣して修理に着手し、甲の業務に支障がないよう、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

3 機械の保守、調整等に関する経費は、次の各号の一に該当する場合を除き、乙の負担とする。

- 一 甲の故意又は取り扱い上の重大な過失による場合。
- 二 乙又は乙の指定した者以外による修理、改造及び分解による場合。
- 三 天災地変その他これに類する災害による場合。

(消耗品の供給)

第6条 乙の点検調整時又は甲の通知に基づき、乙が必要と認めたときは、紙を除き消耗品の交換等を行うこと。

(契約代金の請求)

第7条 乙は、積算カウント数値を月毎に検査し、当該月の甲の使用枚数を算出の上、当該月の請求分を甲の定めた手続きにより翌月の10日までに官署支出官 和歌山労働局長（以下「支出官」という。）あて請求するものとする。

(契約代金の支払及び遅延利息)

第8条 支出官は、前条による適正な支払請求書を受理した日から30日以内に支払わなければならない。

2 乙は、支出官の責めに帰すべき事由により前項の期間内に代金が支払われなかったときは、甲に対して、支払期日到来日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、支払い金額に対して、年率 2.5 パーセントを乗じた額を遅滞利息として請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第 9 条 この契約により生じた権利又は義務は、これを第三者に譲渡又は継承してはならない。

(危険負担)

第 10 条 乙は、乙の技術員等が甲の敷地内とする行為の全てについて責任を負うものとする。

(再委託)

第 11 条 乙は、契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者〔乙の子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。〕に委託することはできない。

2 乙は、本契約の一部について再委託を行う場合には、あらかじめ、甲に再委託に係る承認書を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、当該再委託の契約金額が 50 万円未満の場合は、省略することができる。

3 乙は、再委託した業務に伴う第三者の一切の行為について、全ての責任を負うものとする。

4 乙は、再委託を行うときは、本契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して再委託の相手方と契約を締結しなければならない。

(再委託に関する内容の変更)

第 12 条 乙は、再委託に関する内容に変更が生じた場合、再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、前条第 2 項ただし書に該当する場合は除くものとする。

(履行体制)

第 13 条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 甲は、本契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、乙に対し報告を求めることができる。

(秘密の保守)

第 14 条 乙及びその技術者は、保守の実施に当たり知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第 15 条 乙及びその技術者は、この契約により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を外部に漏らしてはならない。

2 乙及びその技術者は、この契約により知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

3 本条の規定は、乙がこの契約の一部を再委託する場合及び再委託した業務に伴う当該第三者が再々委託を行う場合について準用する。

(契約の変更)

第16条 契約期間中に契約訂正の必要が生じた場合は、甲乙協議の上変更することができる。

(解除権及び損害賠償)

第17条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により乙が契約を履行しなかったときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項により契約を解除された場合、これにより生ずる損害を賠償しなくてはならない。

(設置場所)

第18条 甲は、複合機の設置場所を変更する場合、あらかじめ乙に通知するものとする。

(保証金)

第19条 この契約に関しては、保証金を免除する。

(その他)

第20条 この契約に関し、紛争疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、解決するものとする。

設置場所	機種	保守点検料金		
		コピー枚数範囲 カウント/1ヵ月	単価 (円)	月間基本料金 (円)
和歌山公共職業安定所4階 和歌山市美園町5丁目4-7(エレ ベーター有)		モノクロ 1枚	¥0	¥0
		フルカラー 1枚	¥0	

購入機器

履行場所	品番等	数量	金額
和歌山公共職業安定所 4階 和歌山市美園町 5丁目 4-7 (エレベーター有)			¥0
小計 (税抜)			¥0
消費税 (10%)			¥0
合計 (税込)			¥0

国の所有に属する自動車等の交換に関する法律及び同法施行令の規定に基づき、甲と乙は相互にその所有するものについて交換する。

履 行 場 所	甲が交換に供するもの			乙が交換に供するもの			差引金額
	品 番 等	数量	下取価格	品 番 等	数量	価格	
和歌山公共職業安定所 4 階 和歌山市美園町 5 丁目 4-7 (エレベーター有)	リソーORPHIS FW5230A	1			1		
小計 (税抜)							